

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

平成21年度一般会計、特別会計決算及び各公営企業会計の決算に基づく、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査した。

### 2 審査の手続

この健全化判断比率審査は、知事から提出された健全化判断比率、資金不足比率の算定書及びその根拠資料に基づき、

- (1) 健全化判断比率及び資金不足比率が正確であるか
- (2) これらの算定の基礎となる事項を記載した書類（算定様式）が誤りなく作成されているか

を主眼として実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく作成されているものと認めた。

なお、実質赤字、連結実質赤字及び資金不足は生じていなかった。

【参考】

健全化判断比率（平成21年度）		前年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	3.75%
連結実質赤字比率	-	-	8.75%
実質公債費比率	17.2%	16.6%	25%
将来負担比率	289.2%	288.6%	400%

（注）「-」は実質赤字または連結実質赤字が生じていないことを示す。

【参考】

資金不足比率（平成21年度）		前年度	経営健全化基準
流域下水道事業特別会計	-	-	20%
港湾整備事業特別会計	-	-	
箕面北部丘陵整備事業特別会計	-	-	
大阪府中央卸売市場事業会計	-	-	
大阪府地域整備事業会計	-	-	
大阪府まちづくり促進事業会計	-	-	
大阪府水道事業会計	-	-	
大阪府工業用水道事業会計	-	-	

（注1）「-」は資金不足が生じていないことを示す。

### 第3 留意事項

#### 実質公債費比率について

平成21年度の実質公債費比率は17.2%と早期健全化基準を下回っているものの、減債基金の積立不足等により昨年度よりも0.6%増加し、悪化傾向にある。

平成22年8月に公表された「今後の財政収支の見通し（粗い試算）22年8月版」によれば、平成28年度において早期健全化基準を上回る見通しとなっている。

同報告では、試算結果を踏まえ施策の選択と集中を図り収支改善に取り組むこととしているが、今後の実質公債費比率の推移には十分留意する必要がある。

### 第4 各比率の状況について

#### 1 実質赤字比率について

一般会計及び一般会計に属する特別会計を合わせた一般会計等の実質収支額は次のとおりである。

（単位：百万円）

会 計 名		実質収支額		
		平成20年度	平成21年度	増減額
一 般 会 計		10,394	31,078	20,684
一 般 会 計 に 属 す る 特 別 会 計	大阪府営印刷所特別会計	58	80	22
	関西国際空港関連事業特別会計	0	0	0
	不動産調達特別会計	82	83	1
	公債管理特別会計	1,001	896	△105
	市町村施設整備資金特別会計	3	2	△1
	証紙収入金整理特別会計	344	341	△3
	母子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
	中小企業振興資金特別会計	0	0	0
	農業改良資金特別会計	0	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	0	0	0
林業改善資金特別会計	0	0	0	
合 計		11,883	32,479	20,596

（注） 四捨五入により、差し引き及び合計は一致しない。

一般会計の実質収支は、前年度の10,394百万円から31,078百万円に改善されたことから、一般会計等の実質収支は、前年度の11,883百万円から32,479百万円となり、20,596百万円改善されている。

## 2 連結実質赤字比率について

一般会計等と公営企業会計の実質収支及び資金収支額は次のとおりである。

(単位：百万円)

会 計 名		実質収支・資金収支額			
		平成 20 年度	平成 21 年度	増減額	
一 般 会 計 等		11,883	32,479	20,596	
地 方 公 営 企 業	法非適用	流域下水道事業特別会計	1,260	1,043	△217
		港湾整備事業特別会計	0	0	0
		箕面北部丘陵整備事業特別会計	0	0	0
	法適用	大阪府中央卸売市場事業会計	926	926	0
		大阪府地域整備事業会計	0	0	0
		大阪府まちづくり促進事業会計	3,075	3,028	△47
		大阪府水道事業会計	20,235	25,031	4,796
		大阪府工業用水道事業会計	7,645	7,598	△47
合 計		45,024	70,106	25,082	

(注)1 四捨五入により、差し引き及び合計は一致しない。

(注)2 地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計を「法適用」、同法の適用を受けない公営企業会計を「法非適用」としている。

一般会計等の実質収支が前年度の 11,883 百万円から 32,479 百万円に改善したことなどにより、連結ベースの実質収支は、前年度の 45,024 百万円から 70,106 百万円となり、25,082 百万円改善されている。

## 3 実質公債費比率について

実質公債費比率は過去 3 年度の単年度の実質公債費比率の平均値であるが、平成 18 年度から平成 21 年度における単年度の実質公債費比率及び実質公債費比率の状況は次のとおりである。

(単位：百万円)

項目	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
地方債の元利償還金	244,572	252,644	252,763	252,762
準元利償還金	203,512	203,297	189,556	178,840
特定財源	37,158	47,007	44,739	49,629
算入公債費等	179,474	180,121	178,479	171,894
標準財政規模の額	1,468,079	1,510,480	1,499,780	1,475,723
実質公債費比率(注)	17.9%	17.1%	16.5%	16.1%
平成 20 年度実質公債費比率	—	16.6%		
平成 21 年度実質公債費比率	17.2%			—

(注) 各単年度の実質公債費比率

平成 21 年度決算に基づく実質公債費比率（平成 19 年度から平成 21 年度までの単年度の実質公債費比率の平均値）は前年度（平成 18 年度から平成 20 年度までの単年度の実質公債費比率の平均値）の 16.6%より 0.6%増加し、17.2%となっている。

#### 4 将来負担比率について

将来負担比率が平成 20 年度の 288.6%よりも 0.6%増加し、289.2%となったが、これは分母の一部を構成する標準財政規模が減少したためである。将来負担額から充当可能財源等を控除した額は、前年度の 3,840,634 百万円から 3,727,574 百万円に減少し、113,060 百万円改善している。

将来負担額と充当可能財源等の内訳は次のとおりである。

（単位：百万円）

項 目	負担見込額・控除額			主な内訳
	平成 20 年度	平成 21 年度	増減額	
地方債の現在高(一般会計等)	5,121,837	5,232,173	110,336	
債務負担行為に基づく支出予定額	104,736	96,681	△8,055	公共用地先行取得事業 49,025 府立大学施設整備事業 14,843 泉州東部農用地整備事業 10,724
公営企業債等繰入見込額	220,637	214,693	△5,944	流域下水道事業 184,327 港湾整備事業 14,641 箕面北部丘陵整備事業 15,443
退職手当負担見込額	834,233	775,202	△59,031	
設立法人の負債額等負担見込額	240,915	172,030	△68,885	育英会 22,804 住宅供給公社 14,335 産業振興機構 22,500 産業基盤整備協会 12,575 信用保証協会 87,529
将来負担額 A	6,522,358	6,490,779	△31,579	
充当可能特定歳入	380,670	395,789	15,119	転貸債に係る償還金 146,865 府営住宅賃貸料 239,112
充当可能基金	323,507	274,838	△48,669	財政調整基金 43,390 減債基金 186,926
基準財政需要額算入見込額	1,977,547	2,092,578	115,031	
充当可能財源等 B	2,681,725	2,763,205	81,480	
A - B	3,840,634	3,727,574	△113,060	

（注） 四捨五入により、差し引き及び合計は一致しない。

将来負担額が 31,579 百万円改善しているが、次の点に留意する必要がある。

#### 設立法人の負債額等にかかる負担見込額について

設立法人の負債額等にかかる負担見込額については、前年度の 240,915 百万円から 172,030 百万円に 68,885 百万円改善している。

これは、(財)大阪府育英会及び大阪府住宅供給公社の各法人が、府から融資を受け、年度末のみ金融機関から借り入れる方法を金融機関から直接借り入れる方法に切り替えたことによって、101,830 百万円改善したことが主な要因である。

なお、当該借入に対しては、府は損失補償しているため、各法人の財務内容に留意すべきである。

#### 5 資金不足比率について

各公営企業会計とも資金不足額は生じておらず、実質収支又は資金収支の状況は次のとおりとなっている。

(単位：百万円)

企業会計名		資金不足額	資金不足比率	資金剰余額
法 非 適 用	流域下水道事業特別会計	—	—	1,043
	港湾整備事業特別会計	—	—	0
	箕面北部丘陵整備事業特別会計	—	—	0
法 適 用	大阪府中央卸売市場事業会計	—	—	926
	大阪府地域整備事業会計	—	—	0
	大阪府まちづくり促進事業会計	—	—	3,028
	大阪府水道事業会計	—	—	25,031
	大阪府工業用水道事業会計	—	—	7,598

(注) 宅地造成事業を行う企業会計は、剰余金を生じていても企業債残高が剰余金を上回る場合には、剰余金なしとみなされる。